

5 空き家について相談する

空き家対策、空き家バンク制度、空き家活用のご相談、近所の空き家でお困りなど、空き家に関するお問い合わせを受付けています。

Check

空き家に関する取組も行っています

空き家バンク制度

主に一般の不動産業者が介入しない中山間地域等の空き家を、市を通じて紹介し、市に移住（定住）したい人に市内の空き家の情報を提供する仕組みです。物件登録に費用はかかりません。

空き家をお持ちの方は、空き家バンクへ登録してみませんか。まずは、ご相談ください！



住宅は個人の資産であると同時に社会的資産です。廿日市市では、空き家化の予防と適正管理、有効活用などについて、様々な取り組みをしています。

空き家活用支援補助金制度

改修費や家財整理、手続き等に掛かる費用を一部補助し、空き家の活用を応援する補助金です。空き家バンク制度に登録すること、市街化区域外に位置すること、居住予定であるなど、適用条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

空家等対策協力事業者情報提供制度

空き家への対応に関わるサービスを提供する事業者情報を、募集・登録し、空き家の所有者又は管理者の皆さんへ情報提供する制度です。情報登録者事業者名簿は、市のHPや住宅政策課窓口でご覧いただけます。ぜひ、空き家対策にご活用ください。

お問い合わせ

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市役所6階 建設部 住宅政策課 住宅企画係
電話:0829-30-9187 / FAX:0829-31-0999

各種暮らしの相談

市で定期的に行っている専門家による相談窓口でも、空き家に関連した相談が可能です。

相談内容	とき	ところ	お問い合わせ
行政書士相談	第1水曜 13:00～16:00	大野支所	経営政策課 ☎ 0829-30-9121
	第2木曜 13:00～16:00	佐伯支所	
	第3水曜 13:00～16:00	廿日市市役所本庁	
	毎週金曜 (変更の場合あり) 13:00～17:00	市民活動センター	
相続後見人相談	第1日曜 13:00～16:00	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会 ☎ 0829-20-0783
司法書士法律相談	第2水曜 13:00～16:00	市内の社会福祉協議会事務所 (不定期に変更)	
土地・建物登記相談	偶数月の第3木曜 ※前日17時までに要予約	廿日市市役所本庁	広島県土地家屋調査士会 廿日市支部 ☎ 0829-30-3350

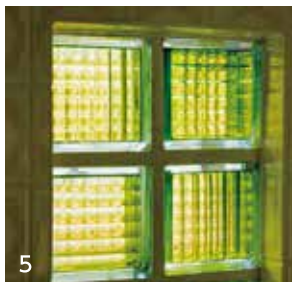
※毎月1日発行の市広報紙に詳細が掲載されます

活用事例No.2

住宅

阿品

あじな



1／「グリーンゲイブルズのような」緑の瓦屋根に一目惚れだったそう 2／壁面ごと違うデザインの壁紙とマンツルピースが印象的なリビング 3／今見ても斬新な壁紙 4／子供部屋の床はDIYで足場板に貼り替えた 5／レトロ感ある浴室のガラスブロック 6／元の家主だったおじいさんと今も交流は続いている

想いを繋ぐ最低限リフォームとDIYで理想の暮らしを実現

アンティークが好きで、趣のある中古物件を探していたという磯永さん。1年以上かけて今の家（昭和53年築）を見つけた。当時94歳の家主さんがまだ住まれており、購入を決めるまで何度か顔を合わせるうちに、家族のように親しくなったという。「気に入ったものがあればあげるから」といわれ譲ってもらったカリモクのソファやリビングのシャンデリアは、10年経った今も大切に使っている。「この家が大好きだ」と言っていた家主さんの想いを繋ぐことができてよかった」と当時を振り返る。

入居時に修繕したのは、トイレと傷みのあった台所の天井・壁と広縁の床板のみ。建具や壁紙など、今、同じ物を探そうと思っても見つからない希少なもののばかりで、「この雰囲気を壊したくない」とリフォームは最低限にとどめ

た。今は住まいながら気づいたところを少しずつ修繕したりDIYしながら、好きなものに囲まれた心地よい暮らしを楽しんでいる。

ご近所の声

この団地も高齢化が進み、空き家が増えているのは気になっていました。こうして若い方が空き家に関心を持ってくれるのは心強いですね。私たちにとっても、近所で子どもの声がするというのは嬉しいものです。

空き家活用者紹介

磯永 章子さん

家族は夫と息子二人。長男は大学生で関東地方で下宿中。現在は小学生の次男と三人暮らし。

